

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式(令和5年4月1日～5月31日 契約分)

No.	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係 る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	人工呼吸器	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月2日	共立医科器械株式会社 八戸支店 八戸市根城3丁目18-3	3,410,000円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金
2	超音波診断装置 ARIETTA 850 DeepInsight	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月2日	丸木医科器械 八戸営業所 八戸市石堂2丁目29-6	10,978,000円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金
3	超音波診断装置 ARIETTA 650 DeepInsight	3	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月2日	丸木医科器械 八戸営業所 八戸市石堂2丁目29-6	6,600,000円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金
4	個人用透析装置 TR-3300S type B	5	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月6日	株式会社協和医療器 本社 八戸市北白山台2丁目1-9	22,141,570円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金
5	水処理システム TW-S(60)	2	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月6日	株式会社協和医療器 本社 八戸市北白山台2丁目1-9	4,457,200円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金
6	分娩監視装置 MT-610	1	管財施設課 八戸市大字田面木字中明戸2	令和5年5月2日	共立医科器械株式会社 八戸支店 八戸市根城3丁目18-3	2,193,400円	新型コロナウィルス感染症重点医療機関等設備整備事業で、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	新型コロナウィルス 関連補助金

(1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達額を記載する。

(2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。